

昭和 47 年 4 月 1 日

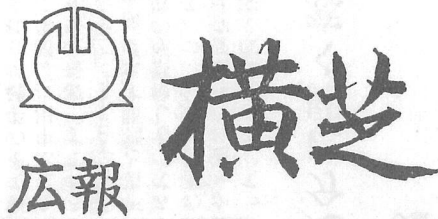
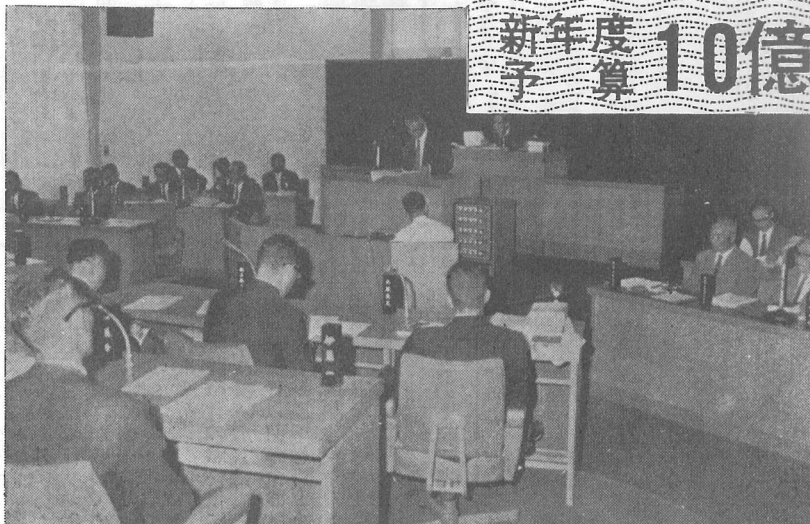
発行所

山武郡横芝町横芝636番地
横芝町役場
電話 04798-2-1111(代)
郵便番号 289-17

横芝町の人口と世帯

< 2月29日 現在 >

人口	12,575人
男	6,021人
女	6,554人
世帯数	3,025

建設事業費に

四億五千七百万円

昭和四十七年度横芝町一般会計及び特別会計予算は、三月十一日から開かれた定例会(会期十四日)に上程され原案通り可決されました。

会計別予算(単位千円)

一般会計	八六六、〇〇〇
国保会計	一四二、八一四
有線会計	一六、六二一
老人ホーム会計	一七、五四三
保養センター会計	六、五三五

なお、この議会で伊東町長は次のような、新年度予算の編成方針を述べております。昭和四十七年度における日本経済の見通しは、米国のドル防衛策、円切り上げ等の影響を受けて、輸出産業の不振からくる景気停滞は、更に当分の間続くものと推測されております。このような状況下において政府は多額の国債を発行して公共投資を行ない、景気を浮揚させる政策をとる模様であります。横芝町としては、景気停滞の影響により最も大きな部分を占めている。町税と、地方交付税にそれ程の伸びを期待することができない状態におかれております。また、才出面では人件費、各種の事業実施に伴う公債及び債務負担行為の償還額各種事務組合、協議会等の負担金等、義務的経費は年々大巾に増大する傾向にあり、才入才出のバランスをとる上に

於いて、非常に窮屈な予算編成をしなければならぬ訳であります。昭和四十七年度予算は、このような苦しい財源難の中で、横芝町基本構想の趣旨を織り込み、山武郡市広域市町村圏計画の第二年度として、引続き道路の整備を始めて、産業の発展、教育施設の充実、住民福祉の向上を基調として編成いたしました。特に道路の舗装、工業団地の推進、大総小学校、保育所の防音工事、老人医療費の全額給付等を重点として、積極的に予算計上いたしました。とりわけ、大総小防音工事等の関係もあり、予算規模は、前年当初に比べて二倍の大型予算となっております。以下重点事業の概要は次のとおりです。

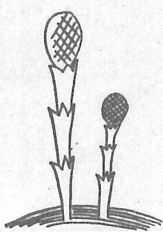
非常な懸念されるところでありますが、そのような情勢下で大総地区の産業伸展のため工業団地の造成を、今年度は是非でも達成いたしたく取り敢えず三千万円を計上してあります。

大総小学校防音工事については、県知事の強力な支持のもとに県事務当局と折衝し、本年中に実施すべく総額一億五千四百四十二万九千円を計上いたしました。

大総保育所防音工事については鉄筋コンクリート一階建二五二平方メートル、建設費は二百三十五万八千円を計上いたしました。

分譲住宅地造成工事については、先に買収済の旧高橋学園用地を分譲住宅地にすると、一千七百九十四万八千円を計上いたしました。以上のほか、栗山川漁港改修事業費一千七百六十万円、農道舗装費三百四十万円、青年館建設費三百四十万円等が計上されております。以上主な事業概要を申し上げますが、これらの事業を完遂させるためにも、町民各位の絶大な御協力をお願いいたします。

注 予算の内容分析や財政状況については次号で報告いたします。



老人医療が無料に

七〇才以上の

高令者を対象

高令者の健康保持増進と医療負担を軽減することにより老後の生活安定を図るため町では、医療保険に加入している七十才以上の老人を対象に医療費の十割給付を四月一日から実施しております。

十割給付を受けられる対象者及び給付は次のとおりです。

①国民健康保険被保険者の場合

- ▽満七〇才になった日の属する月の翌月から受給資格が生じます。
- ▽受給資格が生じた場合は、役場住民課窓口にて国民健康保険証を持参して受給資格の確認を受けてください
- ▽以上の手続きの済んだ国民健康保険証を受けた場合は無料で受診できます。

②国保以外の医療保険に加入している被扶養者の場合

- ▽横芝町の住民であることが必要です。
- ▽満七〇才になった日の属する月の翌月から受給資格が生じます。

③国保加入者とは異なり、医療機関に支払う一部負担金(医療機関の窓口で支払う金)は、一担本人が支払いその一部負担金の額から附

加給付等があればその額を差し引いた額で給付されます。この場合、役場に用意してある用紙(高令者医療助成申請書)を持参して医師の証明をもらい印かんを持参のうえ住民課窓口にて

出して下さい。尚、診療を受けた本人以外の方が持参する場合は委任状(助成申請書裏面)が必要です。

※尚、各種医療保険の給付対象のものについては支給されません。

高令者医療費の無料化にあたってのお願い

◎四月一日以前の受診は、いままでどおり七割給付です。例えば往診時の差額部屋の車代や入院時の差額部屋代は給付の対象から除かれます。

◎次のような場合は、住民課

窓口に届け出て下さい。

- ▽他市町村に転出するとき、現在加入している健康保険から他の健康保険に異動した場合等。
- ▽受診するに当たって受診するときは必ず被保険者証を持参下さい。
- ▽治療は医師にまかせ、無料だからといって、あれこれ注文することはやめましょう。
- ▽医師を信頼して指示に従い同じ病気やケガでみだりに医師を変えることはやめましょう。

議会だより

三月の町定例議会

新年度予算など

二十五議案を可決

三月の定例議会は、年度末もさしせまった十一日に招集されました。予算議会とあわせて、会期は招集の日から三月二十四日までの十四日間と定められ、会議は、十一、十七、二十一日の三日にわたって開かれました。

この定例議会では、昭和四十七年度の町の事業の基となる一般会計予算案、特別会計予算案をはじめ、二十七件の議案が提案され、慎重審議の結果、議員発議による一町議会議員選挙区条例を廃止する

条例一案が否決になったほかは、各議案共に可決されました。その概要は次のとおりです。

▼議案第一号 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例(議会議員の報酬を、昨年十二月一日から、議長、月額四四、〇〇〇円、副議長、同三五、〇〇〇円、議員、同二三、〇〇〇円に、六月に支給する期末手当の率を、報酬月額の百分の百十に引上げる

もの、町議会に出席する議員の費用弁償を一、五〇〇円と定めるもの)

▼議案第二号 特別職の職員給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例(町の三役の給料を、昨年の十二月一日から、町長、一八〇、〇〇〇円、助役、一四五、〇〇〇円、収入役、一三五、〇〇〇円に、六月に支給する期末手当の率を、給料月額

の百分の百七十に引上げるもの)

▼議案第三号 横芝町教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例(教育長の給料を、昨年の十二月一日から、一二〇、〇〇〇円に引上げるもの)

▼議案第四号 昭和四十六年度横芝町一般会計補正予算(歳入歳出)について(歳入歳出ともに三百九十八万六千円を

追加し、予算総額を五億六千九百一十千円とするもの)

▼議案第五号 昭和四十六年度横芝町国民保養センター特別会計補正予算(歳入について(歳入の不足額八使用料)を、一般会計繰入金三十九万九千円をもって補うもの)

▼議案第六号 山武郡市広域行政組合規約の一部を改正する規約の制定について(郡内の二つの伝染病隔離病舎組合を統合し、その事務を広域行政組合が行なうこととするため、規約を改正するもの。当町は東陽病院組合に加入しているため適用除外)

▼議案第七号 八日市場市外三町消防組合規約の一部を改正する規約の制定について(組合の事務所の位置を組合消防本部の建設に伴って、八日市場市ホ三、三五一番地に変更するもの)

費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について(特別職の職員で非常勤のもの報酬を、四月一日から、選挙管理委員会委員長、月額五、〇〇〇円、同委員、同四、〇〇〇円、教育委員会委員長、月額八、〇〇〇円、同委員、同七、〇〇〇円、農業委員会会長月額八、〇〇〇円、同委員同七、〇〇〇円、監査委員月額四、〇〇〇円、固定資産評価審査委員会委員、月額二、〇〇〇円、投票管理者、選挙長、月額二、〇〇〇円、投票立会人、開票立会人、選挙立会人、月額一、八〇〇円、町医、校医、歯科校医、月額二八、〇〇〇円、学校薬剤士、月額六、〇〇〇円、老人ホーム嘱託医、月額一四、〇〇〇円、中央公民館分館長、月額一、二、〇〇〇円、地区総務員月額、基本報酬四、〇〇〇円と担当戸数一戸につき五一、〇〇〇円、納税組合長、月額基本報酬四、〇〇〇円と納税義務者一人につき二五〇円、その他、附属機関の委員にあつては、月額一、五〇〇円に引上げるもの)

▼議案第九号 横芝町職員定数条例の一部を改正する条例制定について(横芝町職員定数を、町長事務部屋一〇四人、教育事務部屋二九人とし、議事事務部屋職員専任一人、町長事務部屋との兼任一人とするもの)

▼議案第十号 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び

▼議案第十一号 横芝町消防団条例の一部を改正する条例制定について(消防団員の定数を五七一人に縮少し、報酬を、年額、団長二八、〇〇〇円、副団長二一、〇〇〇円、分団長一四、〇〇〇円、部長八、六〇〇円、班長三、四〇〇円、団

▼議案第十二号 特別職の職員

関係記事次頁へ

十年一昔 (その二十七)

横芝駅界隈

給食センター小沢所長寄稿

横芝駅は明治三十年に総武
鉄道横芝駅として開業し、明
治四十年に国鉄に移管され
たのです。

始め此の鉄道は芝山を通
する筈でしたがその頃の芝
山仁王尊は隆昌を極めてお
りまして、芝山を鉄道が通
するとうい話を聞いた参道
旅館や土産物店では、「汽車
が通ると東京のお客が日帰
りをしてしまおうと大変だ」と
反対をいたしましたので急に
ルートを変更して横芝町を通
るようになったというので
す(千葉五百年史より)。古
老の話によりますと駅の建設
についても隣村と烈しい誘致
争いの上地元住民特に東町
の人々の熱意が実を結んだもの

創業者当時の記録には、千
葉から四七、六八、一時間二
五分、乗降客については昭
和二九年の一日平均は定期
による者一、一五八、其他六
五、とあり、これが四六年に
は定期による者二、〇〇八、
其他七五八、と増加してい
ます。「定期の住所等がこの
駅から外に勤める者が増え
たとが推察できる」と駅関係
者は見ているようです。

駅前には東総通運の本社、
支店、それから倉庫が軒を並



その真向は貨物ホームで
す、その間はトラックや荷役
の人達が烈しく往来するた
めに道路の様になり通勤の
ため人々が近路として利用
するたため駅や通運会社の
人々の悩みの種になってい
るようです

べ、その真向は貨物ホーム
で、その間はトラックや荷
役の人達が烈しく往来する
ために道路の様になり通勤
のため人々が近路として利
用するたため駅や通運会社
の人々の悩みの種になって
いるようです

に通過する横芝―白浜線
の起点です。

の有志が駅前広場を整備
する運動を起こして自分達
が率先して寄附を募り、ま
た掘り出し、更に横芝町を
始めました。

や砂利穴に悩んだ広場は完
全に整備されてタクシーや
バスが整然とボンネットを
並べています。

議案第十二号 横芝町有線
放送電話施設の設置及び管
理に関する条例の一部を改
正する条例制定について
(有線放送電話の基本使用
料を、一月、四〇〇円から
五〇〇円に引上げるもの)

議案第十三号 高令者医療
の助成に関する条例の制定
について(国民健康保険加
入者以外の老人八七十才以
上Vの医療費について、保
険給付外の対象者が負担す
べき額の全額を町が助成す
る、いわゆる老人の医療費
を無料とする措置を講ずる
もの)

議案第十四号 横芝町国民
健康保険条例の一部を改正
する条例制定について(国
保被保険者の老人八七十才
以上Vの医療費について、
その一部負担金を支払う必
要をなくし、いわゆる老人

万円と定めるもの)
議案第十九号 昭和四十七
年度横芝町国民健康保険特
別会計予算議定について
(予算総額を歳入歳出とも
に一億四千二百八十一万四
千円と定めるもの)

同意を求めることについて
(委員の任期満了に伴って、
椎名豊氏を再任するため、
議会の同意を求めもの)
議案第二十四号 横芝町町
営住宅設置及び管理に関す
る条例の一部を改正する条
例制定について(栗山団地
に新たに建設した町営住宅
の家賃を四、八〇〇円と定
めるもの)

議案第十五号 横芝町青年
館設置及び管理に関する条
例の一部を改正する条例制
定について(牛熊に新たに
建設された青年館を加える
もの)

議案第十六号 横芝町青年
館設置及び管理に関する条
例の一部を改正する条例制
定について(公民館運営
審議会の委員の定数を六名
増員し、十六名とするもの
、公民館施設の使用料の一
部を改めるもの)

議案第十七号 横芝町公民
館設置及び管理に関する条
例の一部を改正する条例制
定について(公民館運営
審議会の委員の定数を六名
増員し、十六名とするもの
、公民館施設の使用料の一
部を改めるもの)

議案第十八号 昭和四十七
年度横芝町一般会計予算議
定について(予算総額を歳
入歳出ともに八億六千六百
万円と定めるもの)
議案第十九号 昭和四十七
年度横芝町国民健康保険特
別会計予算議定について
(予算総額を歳入歳出とも
に一億四千二百八十一万四
千円と定めるもの)

議案第二十号 昭和四十七
年度横芝町有線放送電話特
別会計予算議定について
(予算総額を歳入歳出とも
に一千六百六十二万一千
円と定めるもの)
議案第二十一号 昭和四十
七年度横芝町老人ホーム特
別会計予算議定について
(予算総額を歳入歳出とも
に一千七百五十四万三千
円と定めるもの)
議案第二十二号 昭和四十
七年度横芝町国民健康セン
ター特別会計予算議定につ
いて(予算総額を歳入歳出
ともに六百五十三万五千
円と定めるもの)
議案第二十三号 固定資産
評価審査委員の選任につ
き

議案第二十五号 職員の特
殊勤務手当に関する条例制
定について(現行の条例の
内容を全面的に改正し、手
当の種類、支給額等につ
いて、新たに定めるもの)

議案第二十一号 昭和四十
七年度横芝町老人ホーム特
別会計予算議定について
(予算総額を歳入歳出とも
に一千七百五十四万三千
円と定めるもの)

議案第二十二号 昭和四十
七年度横芝町国民健康セン
ター特別会計予算議定につ
いて(予算総額を歳入歳出
ともに六百五十三万五千
円と定めるもの)

議案第二十三号 固定資産
評価審査委員の選任につ
き

議案第二十四号 横芝町町
営住宅設置及び管理に関す
る条例の一部を改正する条
例制定について(栗山団地
に新たに建設した町営住宅
の家賃を四、八〇〇円と定
めるもの)

議案第二十五号 職員の特
殊勤務手当に関する条例制
定について(現行の条例の
内容を全面的に改正し、手
当の種類、支給額等につ
いて、新たに定めるもの)

議案第二十六号 横芝町職
員選挙区条例を廃止する条
例制定について(議会議員
選挙における現行の三選挙
区制を一選挙区制とするもの)
採決の結果、否決)

選挙、選挙管理委員会委員
ならびに補充員の選挙(委
員の任期満了に伴って、新
たに委員、補充員の選挙を
するもの)

議案第二十七号 横芝町国民
健康保険条例の一部を改正
する条例制定について(国
保被保険者の老人八七十才
以上Vの医療費について、
その一部負担金を支払う必
要をなくし、いわゆる老人

議案第二十八号 昭和四十七
年度横芝町一般会計予算議
定について(予算総額を歳
入歳出ともに八億六千六百
万円と定めるもの)

議案第二十九号 昭和四十七
年度横芝町国民健康保険特
別会計予算議定について
(予算総額を歳入歳出とも
に一億四千二百八十一万四
千円と定めるもの)

議案第三十号 昭和四十七
年度横芝町有線放送電話特
別会計予算議定について
(予算総額を歳入歳出とも
に一千六百六十二万一千
円と定めるもの)

議案第三十一号 横芝町青年
館設置及び管理に関する条
例の一部を改正する条例制
定について(牛熊に新たに
建設された青年館を加える
もの)

議案第三十二号 横芝町青年
館設置及び管理に関する条
例の一部を改正する条例制
定について(公民館運営
審議会の委員の定数を六名
増員し、十六名とするもの
、公民館施設の使用料の一
部を改めるもの)

議案第三十三号 横芝町公民
館設置及び管理に関する条
例の一部を改正する条例制
定について(公民館運営
審議会の委員の定数を六名
増員し、十六名とするもの
、公民館施設の使用料の一
部を改めるもの)

議案第三十四号 昭和四十七
年度横芝町一般会計予算議
定について(予算総額を歳
入歳出ともに八億六千六百
万円と定めるもの)

議案第三十五号 横芝町国民
健康保険条例の一部を改正
する条例制定について(国
保被保険者の老人八七十才
以上Vの医療費について、
その一部負担金を支払う必
要をなくし、いわゆる老人

議案第三十六号 昭和四十七
年度横芝町一般会計予算議
定について(予算総額を歳
入歳出ともに八億六千六百
万円と定めるもの)

議案第三十七号 昭和四十七
年度横芝町国民健康保険特
別会計予算議定について
(予算総額を歳入歳出とも
に一億四千二百八十一万四
千円と定めるもの)

議案第三十八号 昭和四十七
年度横芝町有線放送電話特
別会計予算議定について
(予算総額を歳入歳出とも
に一千六百六十二万一千
円と定めるもの)

議案第三十九号 横芝町青年
館設置及び管理に関する条
例の一部を改正する条例制
定について(牛熊に新たに
建設された青年館を加える
もの)

議案第四十号 横芝町青年
館設置及び管理に関する条
例の一部を改正する条例制
定について(公民館運営
審議会の委員の定数を六名
増員し、十六名とするもの
、公民館施設の使用料の一
部を改めるもの)

議案第四十一号 横芝町公民
館設置及び管理に関する条
例の一部を改正する条例制
定について(公民館運営
審議会の委員の定数を六名
増員し、十六名とするもの
、公民館施設の使用料の一
部を改めるもの)

議案第四十二号 昭和四十七
年度横芝町一般会計予算議
定について(予算総額を歳
入歳出ともに八億六千六百
万円と定めるもの)

議案第四十三号 横芝町国民
健康保険条例の一部を改正
する条例制定について(国
保被保険者の老人八七十才
以上Vの医療費について、
その一部負担金を支払う必
要をなくし、いわゆる老人

議案第四十四号 昭和四十七
年度横芝町一般会計予算議
定について(予算総額を歳
入歳出ともに八億六千六百
万円と定めるもの)

議案第四十五号 昭和四十七
年度横芝町国民健康保険特
別会計予算議定について
(予算総額を歳入歳出とも
に一億四千二百八十一万四
千円と定めるもの)

議案第四十六号 昭和四十七
年度横芝町有線放送電話特
別会計予算議定について
(予算総額を歳入歳出とも
に一千六百六十二万一千
円と定めるもの)

議案第四十七号 横芝町青年
館設置及び管理に関する条
例の一部を改正する条例制
定について(牛熊に新たに
建設された青年館を加える
もの)

議案第四十八号 横芝町青年
館設置及び管理に関する条
例の一部を改正する条例制
定について(公民館運営
審議会の委員の定数を六名
増員し、十六名とするもの
、公民館施設の使用料の一
部を改めるもの)

議案第四十九号 横芝町公民
館設置及び管理に関する条
例の一部を改正する条例制
定について(公民館運営
審議会の委員の定数を六名
増員し、十六名とするもの
、公民館施設の使用料の一
部を改めるもの)

議案第五十号 昭和四十七
年度横芝町一般会計予算議
定について(予算総額を歳
入歳出ともに八億六千六百
万円と定めるもの)

議案第五十一号 横芝町国民
健康保険条例の一部を改正
する条例制定について(国
保被保険者の老人八七十才
以上Vの医療費について、
その一部負担金を支払う必
要をなくし、いわゆる老人

議案第五十二号 昭和四十七
年度横芝町一般会計予算議
定について(予算総額を歳
入歳出ともに八億六千六百
万円と定めるもの)

議案第五十三号 昭和四十七
年度横芝町国民健康保険特
別会計予算議定について
(予算総額を歳入歳出とも
に一億四千二百八十一万四
千円と定めるもの)

議案第五十四号 昭和四十七
年度横芝町有線放送電話特
別会計予算議定について
(予算総額を歳入歳出とも
に一千六百六十二万一千
円と定めるもの)

議案第五十五号 横芝町青年
館設置及び管理に関する条
例の一部を改正する条例制
定について(牛熊に新たに
建設された青年館を加える
もの)

議案第五十六号 横芝町青年
館設置及び管理に関する条
例の一部を改正する条例制
定について(公民館運営
審議会の委員の定数を六名
増員し、十六名とするもの
、公民館施設の使用料の一
部を改めるもの)

議案第五十七号 横芝町公民
館設置及び管理に関する条
例の一部を改正する条例制
定について(公民館運営
審議会の委員の定数を六名
増員し、十六名とするもの
、公民館施設の使用料の一
部を改めるもの)

議案第五十八号 昭和四十七
年度横芝町一般会計予算議
定について(予算総額を歳
入歳出ともに八億六千六百
万円と定めるもの)

議案第五十九号 横芝町国民
健康保険条例の一部を改正
する条例制定について(国
保被保険者の老人八七十才
以上Vの医療費について、
その一部負担金を支払う必
要をなくし、いわゆる老人

議案第六十号 昭和四十七
年度横芝町一般会計予算議
定について(予算総額を歳
入歳出ともに八億六千六百
万円と定めるもの)

議案第六十一号 昭和四十七
年度横芝町国民健康保険特
別会計予算議定について
(予算総額を歳入歳出とも
に一億四千二百八十一万四
千円と定めるもの)

議案第六十二号 昭和四十七
年度横芝町有線放送電話特
別会計予算議定について
(予算総額を歳入歳出とも
に一千六百六十二万一千
円と定めるもの)

議案第六十三号 横芝町青年
館設置及び管理に関する条
例の一部を改正する条例制
定について(牛熊に新たに
建設された青年館を加える
もの)

議案第六十四号 横芝町青年
館設置及び管理に関する条
例の一部を改正する条例制
定について(公民館運営
審議会の委員の定数を六名
増員し、十六名とするもの
、公民館施設の使用料の一
部を改めるもの)

議案第六十五号 横芝町公民
館設置及び管理に関する条
例の一部を改正する条例制
定について(公民館運営
審議会の委員の定数を六名
増員し、十六名とするもの
、公民館施設の使用料の一
部を改めるもの)

議案第六十六号 昭和四十七
年度横芝町一般会計予算議
定について(予算総額を歳
入歳出ともに八億六千六百
万円と定めるもの)

議案第六十七号 横芝町国民
健康保険条例の一部を改正
する条例制定について(国
保被保険者の老人八七十才
以上Vの医療費について、
その一部負担金を支払う必
要をなくし、いわゆる老人

議案第六十八号 昭和四十七
年度横芝町一般会計予算議
定について(予算総額を歳
入歳出ともに八億六千六百
万円と定めるもの)

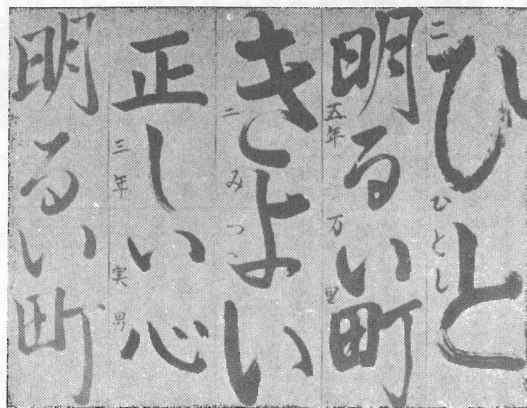
議案第六十九号 昭和四十七
年度横芝町国民健康保険特
別会計予算議定について
(予算総額を歳入歳出とも
に一億四千二百八十一万四
千円と定めるもの)

議案第七十号 昭和四十七
年度横芝町有線放送電話特
別会計予算議定について
(予算総額を歳入歳出とも
に一千六百六十二万一千
円と定めるもの)

道 書 よい子の作品

横芝町選挙管理委員会では町内小学校児童生徒を対象として、明るく正しい選挙の推進を目的とした書道作品の募集をしておりますが六二一点の作品の中から次の方々が特別賞の榮譽をになわれました。

△横小二年▽	石井 仁
△横小五年▽	西崎万里子
△大小二年▽	五木田光子
△横小六年▽	真行寺令子
△上小三年▽	伊藤 実男



上堺小学校新装なる

老朽化がひどいことから、危険校舎として国の指定を受けていた、上堺小学校校舎の改築工事は、昨年十月から進められておりましたが、この程、総事業費四七、四九五千円を投じて立派に完成いたしました。新しい校舎は、鉄筋

コンクリート二階建ての近代的施設で、延べ面積一、一五一平方メートルの中には、普通教室(七)のほか、校長室、職員室、保健室、放送室、資料室、用務員室等が設けられており、児童達も新学期からは毎日明るい教室で勉学に励むことができると思います。また、町では、本年度事業として大総小学校の改築も予定しておりますので、これが完成すると町内にある全校が危険校舎としての悩みも解消されることとなります。

県消防大会で晴れの受賞

|| 石井副団長ほか七名 ||

第二十三回千葉県消防大会は、去る三月四日千葉市の県教育会館で行なわれました。この大会で、県下各市町村の消防関係功労者の褒賞が行なわれ横芝町関係では次の方々が受賞されました。

千葉県知事表彰
永年勤続功労章
副団長 石井春雄 32年

感謝状
石井副団長婦人 石井愛子
台風二五号災害功労団体
横芝町消防団

日本消防協会長表彰
功績章 浅野 満 34年
副団長 高橋伊三郎 23年
前副団長 高橋伊三郎 23年
功績章 高橋伊三郎 23年

千葉県消防協会長表彰
功績章 伊藤源之助 25年
分団長 伊藤源之助 25年
分団長 伊藤源之助 25年

分団長 伊藤源之助 25年
分団長 伊藤源之助 25年
分団長 伊藤源之助 25年

選挙管理委員会

委員および

補充員決まる

横芝町選挙管理委員会委員は、昭和四十七年三月二十七日をもって任期満了となるため、三月の定例議会において、委員および補充員に、それぞれ次の方々が決定されました。

◎委員

◎補充員

早川 恂
伊藤 壮男
実川 正男
嘉瀬 源貞
小山 俊海
伊藤源之助
鈴木 武雄
潮来松五郎

学校教職員の異動

転入	大総小 養護教諭 鈴木邦代 (新採用)	転出	吉岡 弥生 (新採用)
横芝小	土屋昭久 (郡市特殊教育指導員)	大総小より	鈴木 幸子 蓮沼小へ
教諭	稲田 侑子 (芝山小)	教諭	小柳 淳 千代田小へ
若林 公子 (芝山小)	川島ふじ子 (緑海小)	事務	椎名 裕子 大富小へ
齊藤ふみ子 (新採用)	石渡 豊子 (松尾小)	高 俊江 正気小へ	戸村 文代 大富小へ
上堺小	養護教諭 稗田 芳子 (新採用)	教諭	秋葉 節子 緑海小へ
教諭	石橋 林三 (成東中)	上堺小より	高 俊江 正気小へ
教諭	佐瀬 征子 (蓮沼中)	教諭	前田 寿広 千代田小へ
萬崎 博昭 (新採用)	佐瀬 征子 (蓮沼中)	横芝中より	教諭 康 俊郎 岩山小へ
		教諭	鈴木 利昌 流山市東部
		中へ(派遣研修教員)	伊藤 栄三 千葉市桜ヶ
		丘養護学校へ	川島富美夫 蓮沼中へ

建設のあゆみ

3 月 ~ 4 月

完成した事業

① 上堺小学校改築工事	1,151㎡
② 町営住宅建設工事	20戸

4 月着工及び工業中の事業

① 道路舗装工事	
三島地先	571㎡
宮前立合線	405㎡
古川地先	214㎡